

# “らんざん” 男女が共にいきいきと 暮らせるまちづくり条例

## のあらまし



嵐山町は、平成9年3月に策定した「嵐山町女性行動計画」のもとに、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組みを行ってきました。

しかしながら、現状では自分の意思に反した、性別による役割分担等の慣習が今なお残っており、男女共同参画社会の実現に向けての意識づくりが必要となっています。

そのため、男女共同参画の考え方を踏まえ、平成15年6月に「男女共同参画都市宣言」を行い、さらに、町民・事業者・町が協働して男女共同参画を推進し、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるため、平成16年3月に条例を制定しました。



### 用語解説・定義

だんじょきょううどう  
さんかく【男女共同  
参画】

男女(※)が対等なパートナーとしてお互いを思いやり、あらゆる分野において自らの意思に基づき参画する機会があり、各々の個性と能力を発揮し、どの分野でも同じだけの利益を受けられるとともに責任を担うことをいいます。

※ひとりひとり【男女】  
ここでは、男女と書いて「ひとりひとり」と読まる語句があります。これは、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”を実現させるため、嵐山町における男女が、お互いの個性と能力を認め合い相互協力できる人としての平等を表現した、ここだけの特別な語です。

# “らんざん” 男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例

平成16年3月9日  
条例第 4 号

二人が一組になりゴールを目指す二人三脚。二人がうまく走るにはパートナーを思いやり協力し合うことが大切です。男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”的実現を目指すためには、私たちの生活のなかでも「二人三脚」の考えは必要不可欠です。

嵐山町は、男女が対等なパートナーとして様々な分野に参画できるように「嵐山町女性行動計画」を定め、自分らしさを十分に發揮できる活力あるまちづくりを目指してきました。

しかしながら、現状では自分の意思に反した、性別による固定的な役割分担のあり方等改めなければならない様々な慣習が、今なお残っています。また、少子高齢化、家族形態の多様化、情報化及び国際化等、21世紀の私たちを取り巻く環境は、急速に変化しています。

このような状況に対応するには、誰もが、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に發揮し、喜びと責任を分かち合うことができ、心豊かで思いやりのある社会の実現に向けて一層の努力が求められています。

そこで、私たちは、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるため、嵐山町男女共同参画都市宣言を行い、この条例を定めます。

## (目的)

第1条 この条例は、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるための基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにし、町民一人ひとりが男女の個性を認めつつ、互いに助け合い人生をいきいきと歩んでいける社会の実現を目的とします。

## (定義)

第2条 この条例に使われている言葉の意味は、次のとおりです。

(1) 「男女」とは男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”を実現させるため、嵐山町における男女が、お互いの個性と能力を認め合い相互協力できる人としての平等を表現したものです。

(2) 「男女共同参画」とは男女が対等なパートナーとしてお互いを思いやり、あらゆる分野において自らの意思に基づき参画する機会があり、各々の個性と能力を発揮し、どの分野でも同じだけの利益を受けられるとともに責任を担うことをいいます。

## (基本理念)

第3条 男女共同参画に基づき男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるた

め、次の基本理念を定めます。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮できる機会が確保される等、人としての権利が守られ平等が尊重されること。
- (2) 「女は家庭中心、男は仕事中心」といった性別による役割分担等の慣習にとらわれることなく、男女の自らの意思と責任により多様な生き方を選択できるようにすること。
- (3) 男女が自覚と責任を持ち、方針の立案及び決定に参画する機会が均等に確保されること。
- (4) 男女が家庭における労働をお互いに認め合い、その喜びも苦勞も分かち合えるようにし、また、家庭生活における活動以外のどの分野にも進出していけるよう環境整備に配慮すること。
- (5) 男女がそれぞれの性にかかる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重されたうえで生涯にわたり健康な生活を営めるよう配慮すること。

(6) 男女共同参画の推進については国、県及び他市町村と連携し、国際的な理解及び協力のもとに行われること。

(責務)

第4条 男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”の実現に向けて、町民、事業者及び町は、次に掲げる責務を有します。

(1) 町民の責務 町民は、基本理念にのっとり、家庭及び地域活動等のあらゆる分野において性別による役割分担等の慣習を取り払い、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(2) 事業者の責務 事業者は、基本理念にのっとり、その事業及び活動において男女が均等に参画できるようにし、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 町の責務 町は、基本理念にのっとり、町民及び事業者と協働して男女共同参画を推進するよう努めるものとします。

(町の取組)

第5条 町は、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”を実現するため、次のことを行います。

(1) 男女が家庭生活とそれ以外の活動を両立できるように支援します。

(2) あらゆる分野の活動において町民及び事業者と協力し、男女が均等に参画する機会が確保されるように努めます。

(3) 男女共同参画に必要な情報収集及び調査研究を行います。

(4) 町民及び事業者に男女共同参画が理解及び浸透されるように啓発活動等を行います。

(5) 町民及び事業者に人材の育成等の必要な支援を行います。

(6) 学校教育及び生涯学習のなかで、男女共同参画について取り組めるように支援します。

(7) 町民及び事業者と協力し、身体的及び精神的な暴力をなくすように努めます。

(公衆に情報を提供する場合の留意)

第6条 町民、事業者及び町を含むすべての者は、公衆に情報を提供する場合にあっては、男女共同参画について適切な表現を用いるように努めるものとします。

(苦情や相談への対応)

第7条 町は、男女共同参画に関して町民及び事業者からの苦情や相談に対応できる窓口を設け、関係機関と連携して問題の解決に努めます。

(男女共同参画審議会)

第8条 町は、男女共同参画の推進に関する重要な事項及び推進状況等について調査審議し、町長へ意見を述べるために嵐山町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 委員は町民及び知識経験者の中から町長が、任命します。町長は、委員の一部を公募できます。

3 審議会の委員は、15人以内で組織しできる限り男女が均等となるように努めます。

4 委員の任期は2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は前任者の残任期間とします。また、委員は再任されることがあります。

5 審議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定めます。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理します。

(基本計画)

第9条 町は、男女共同参画を進めるために基本計画を策定します。

2 基本計画は男女共同参画に関して総合的かつ計画的な推進を図るために必要な施策を定めます。

3 基本計画を策定するときは、町民の意見を聞くとともに審議会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときも同様とします。

4 基本計画を策定したときは速やかに公表します。

5 基本計画の実施状況について報告書を作成して公表します。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は町長が、別に定めます。

附 則

この条例は平成16年4月1日から施行する。

# 男女共同参画の考え方に基づき 男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん” をつくるための基本理念（第3条）

この条例の第3条には、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるための基本となる考え方を次のとおり6つ定めています。

## I 男女の人権の尊重

男女間での差別をなくし、個人としての能力を発揮できる機会を確保しましょう。

## II 性別による役割分担等の慣習への配慮

「女だから、男だから」ということにこだわらず、個人の意思を尊重しましょう。

## III 方針の立案及び決定への参画機会の均等確保

男女がいろいろな分野において、均等に参画する機会が持てるようにしましょう。

## IV 家庭生活とその他の活動の両立

家族は、お互いに理解し合い、性別による役割分担にとらわれず、家庭とその他の活動が円滑に行えるようにしましょう。

## V 生涯にわたり健康な生活を営むための配慮

男女があ互いの身体的特徴を理解し、尊重し合うことによって、健康な生活を営むことができるようになります。

## VI 他の関係機関との連携と国際的な協力

男女共同参画の推進に向けて、町の内外はもちろん、世界の人々と協力しましょう。

# みんなで取り組みましょう!!

## 町民・事業者・町の責務（第4条）

この条例の第4条には、町民、事業者、町の果たす役割が定められています。

### ●町民

家庭及び地域活動などのあらゆる分野において、性別による役割分担などの慣習を取り払い、町が推進する施策に協力しましょう。

### ●事業者

事業及び活動において、男女が均等に参画できるようにし、町が推進する施策に協力しましょう。

### ●町

町民及び事業者と協働して男女共同参画を推進します。

ひとりで思い悩んでいませんか？

## こちらが相談窓口です

●申込み・問合せ：総務課 人権対策係

### ●迷惑相談

日 時 毎週月・火・水曜日  
午前8時30分～午後5時

場 所 役場庁舎内 3階相談室

応対者 迷惑相談員

定 員 随時

申込み 相談日に直接受付。または電話相談も  
お受けします。

※緊急の場合は木・金曜日でも相談に応じます。

### ●法律相談

日 時 月1回 午後1時30分～4時30分

場 所 役場庁舎内 3階相談室

応対者 顧問弁護士

定 員 先着5名

申込み 総務課にある「法律相談申込書」を毎  
月15日までに提出してください。

### ●人権相談

日 時 3ヶ月に1度

午前10時～午後3時

場 所 役場庁舎内 3階相談室

応対者 人権擁護委員・東松山法務局職員

定 員 随時

申込み 相談日に直接受付。または電話相談も  
お受けします。

## 嵐山町男女共同参画都市宣言

ひとりひとり 男女が対等なパートナーとして、さ  
まざまな分野に参画し、自分らしさを  
十分に発揮できる町を目指します。

1 ひとりひとり 男女が性別・世代にかかわりなく、  
自らが責任を担い、ともに認めあ  
い、支えあう“まち”

1 ひとりひとり 男女が職場・学校・家庭・地域に  
おいて、お互いの個性と能力を十  
分に発揮できる“まち”

1 ひとりひとり 男女が平和・自然環境の保全を願  
い、世界に向けて情報発信する  
“まち”

ここに嵐山町は「男女共同参画都市」  
を宣言します。

平成15年6月3日

嵐山町

## “らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例のあらまし

■発行日 平成16年4月

■発 行 嵐山町

■編 集 嵐山町企画課

### 嵐山町企画課企画財政係

〒355-0211埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

T E L : 0493-62-2150(代)

F A X : 0493-62-5935

嵐山町ホームページhttp://www.town.ranzan.saitama.jp/